



事業主のみなさまへ

被扶養者状況リストによる被扶養者資格の再確認と提出のお願い

平素は、当協会の事業運営についてご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、協会けんぽでは、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを定期的に再確認することとしています。

つきましては、同封いたしました「健康保険被扶養者状況リスト」により、被扶養者資格を確認していただき、協会けんぽあてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、保険料負担の軽減につながる大切な事務ですので、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。（「ご存知ですか」をご覧ください。）

全国健康保険協会（協会けんぽ）

目的

皆様の保険料は、医療費及び高齢者の医療費への拠出金として使用されています。

協会けんぽでは、保険料負担の抑制のため、医療費及び高齢者の医療費への拠出金の適正化を目的に被扶養者の資格を再確認させていただくこととしています。平成 22 年度においては、特に、就職などにより勤務先で健康保険にご自身で加入した方の被扶養者解除の届出が**未提出（二重加入）**となっていないかを重点的に確認いたします。

確認方法等

被扶養者状況リストの確認・提出方法などについては、このリーフレットをご覧ください。

提出期限

被扶養者資格の再確認が**完了次第ご提出**ください。（最終提出期限は**平成 22 年 7 月末日**です。）

* 返信用封筒及び協会私書箱には有効期限があります。提出遅れのないようご注意ください。

再確認の対象となる方

協会管掌健康保険の被扶養者である方。ただし、次に掲げる方は対象外となります。

- ア 平成 22 年 4 月 1 日において 18 歳未満の被扶養者（平成 4 年 4 月 1 日生の方は対象となります。）
- イ 平成 22 年 4 月 1 日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

留意点

上記ア、イに該当する方についても、氏名等がプリントされていますが、**対象外**のため被扶養者資格の**再確認の必要はありません**。（備考欄に「対象外」と表示してあります。）

平成 22 年 5 月 13 日現在（年金事務所で入力処理されたもの）の被扶養者がプリントされています。それ以降に被扶養者（異動）届を年金事務所へ提出されている場合、追記する必要はありません。

被扶養者調書兼異動届

確認の結果、解除される被扶養者がいる場合は、同封の「**被扶養者調書兼異動届**」を記入のうえ該当被扶養者の**被保険者証**を添付してください。

記入方法は、被扶養者調書兼異動届の裏面に記載しています。

注意事項

当様式は被保険者単位となっており、被保険者の押印(自署の場合は省略可)が必要となります。

当様式は協会けんぽ被扶養者資格再確認実施時(解除)専用となりますので、被扶養者の追加、氏名変更等には使用しないでください。

高齢受給者証や**特定疾病療養受養証**等がある場合には、被保険者証と併せて添付してください。

「正」「副」ともに協会けんぽに**提出**してください。別途、年金事務所より「副」を事業主様へ送付します。

提出方法

同封の返信用封筒(協会けんぽ事務局(私書箱))にて、以下のとおり提出してください。

ア 解除となる被扶養者がいない場合

「被扶養者状況リスト」のみ提出してください。

イ 解除となる被扶養者がいる場合

「被扶養者状況リスト」、「被扶養者調書兼異動届」、「被保険者証」を提出してください。

被保険者証を送付する際は、被保険者証右下(保険者印)に**パンチ**もしくは**ハサミ**を入れてください。

その他の留意事項等

平成22年度の被扶養者資格の再確認は、事業主様において、所得税法上の扶養親族の確認、もしくは被保険者本人への確認(文書、口頭)にて行っていただくことから、**収入証明や住民票等の添付は不要**となります。

被保険者本人に文書にて確認する場合の文書例を協会けんぽホームページに掲載してあります。

被扶養者調書兼異動届が不足する場合は、管轄する協会けんぽ支部へご連絡いただくか、協会けんぽホームページよりダウンロードしてください。

税法上の扶養親族等となっても、現状は健康保険の被扶養者の要件を満たしていない場合は、被扶養者調書兼異動届を提出してください。

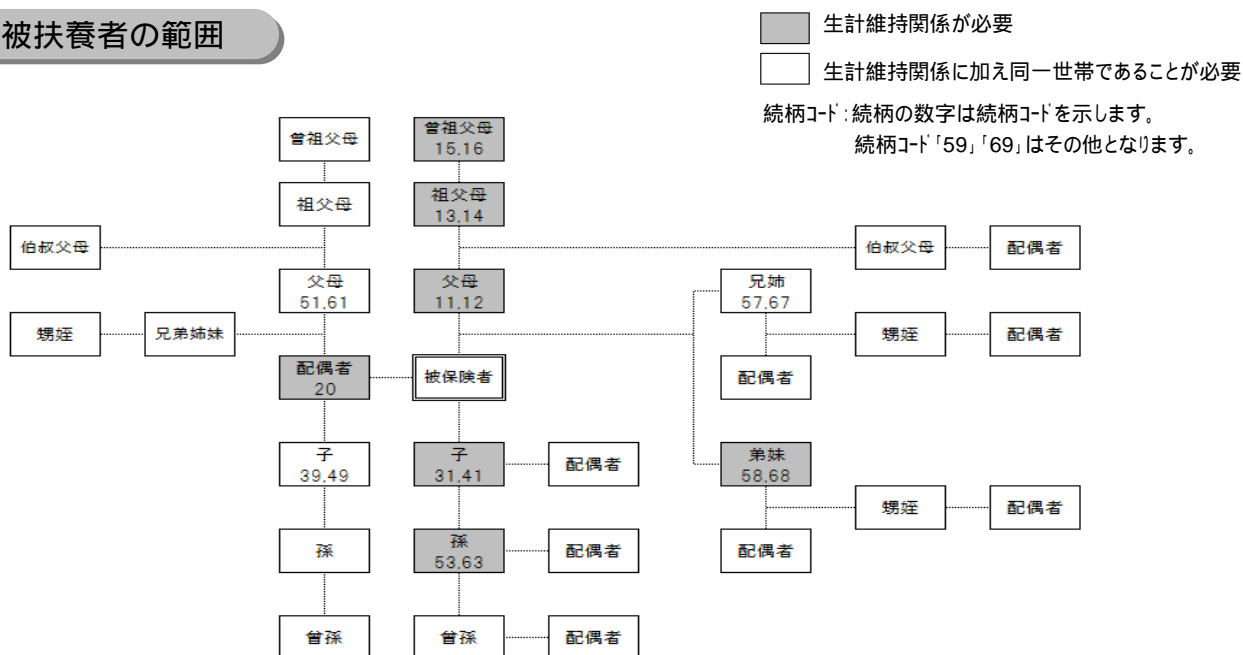
ご存知ですか？

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することになりますが、こうした協会けんぽなどからの拠出金は、各々の制度の加入者(被保険者及び被扶養者)の人数に応じて算出されます。

そのため、本来、健康保険制度上の被扶養者から解除しなければならない方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの拠出金額に追加され、皆様の保険料負担も増えることとなります。

くわしくは協会けんぽホームページをご覧ください。

被扶養者の範囲



生計維持関係

被扶養者として認定されるには、主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが必要です。

ア 被保険者と同居(同一世帯)の場合

扶養家族の年収^{(*)1}が **130万円未満**で、かつ被保険者の**年収の1/2未満^{(*)2}**であること。

イ 被保険者と同居(同一世帯)でない場合

扶養家族の年収が **130万円未満**で、かつ被保険者からの**仕送り(援助)額より少ない**こと。

なお、扶養家族が **60歳以上**または**障害者**(障害厚生年金を受けられる程度)の場合は、上記「130万円未満」は「**180万円未満**」となります。

*1 扶養家族の年収は、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付などとなります。なお、給与所得者の場合は総収入額、自営業者の場合は最低限の必要経費を引いた残りの収入額が年収となります。

*2 扶養家族の年収が被保険者の年収の1/2を超える場合であっても世帯の生計維持関係から判断し、認められる場合があります。

[通常の「被扶養者(異動)届」の提出]

健康保険の被扶養者となっている方が、次の要件に該当した場合は、速やかに健康保険被扶養者(異動)届に被保険者証を添えて、管轄する**年金事務所に提出**していただきますようお願いいたします。

就職などで新たに被保険者となったとき

被扶養者の年収が130万円(60歳以上または障害者の方は180万円)以上となり、被扶養者となるための要件を満たさなくなったとき

結婚して他の被保険者の方の被扶養者となったとき

被扶養者の届出に関することは、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

被扶養者資格の再確認にかかるお問合せは、管轄する協会支部にご連絡ください。